

リスク・費用の説明

反社会的勢力でないことの確約の同意

外国 PEPs でないことの確約の同意

証券総合口座開設申込に関する確認書

書面等の電子交付取扱方針

リスク・費用の説明

株式会社スマートプラス（以下、「当社」といいます。）は、「金融商品の販売等に関する法律」等に基づき、お客様にご理解いただく必要がある金融商品ごとの重要事項について以下説明します。

<投資一任契約に係るリスク>

当サービスのリスクは以下のとおりです。

(1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

(2) 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

(3) 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。

(4) また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、その権利行使をせず、売却処分を行う場合があります。

(5) 外国証券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。

(6) 外国証券は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国証券の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

(7) 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場している場合や、国内で募集・売出し等の届出が行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

(8) 当サービスについてはクーリング・オフの対象にはなりません（金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません）。

<手数料・その他の費用>

お取引に当たっては、所定の手数料、税金、その他の費用が発生します。

所定の手数料については、同じ金融商品のお取引でも、お取引を行うサービスによって金額が異なる場合があります。

ETF 等や投資信託受益証券については、保有期間に応じて信託報酬その他手数料がかかることがあります。

投資一任契約につきましては、所定の手数料が発生します。

為替取引につきましては、所定の手数料が発生します。

外貨による証券口座からの出金につきましては、所定の手数料が発生します。

詳細につきましては、契約締結前交付書面等および当社ウェブサイト等をご覧ください。また、書面発行等を含むその他の費用の詳細につきましては、当社カスタマーサポートセンターまでお問い合わせください。

反社会的勢力でないことの確約の同意

1. お客様は、株式会社スマートプラス（以下、「当社」といいます。）の口座開設申込みにあたり、現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を棄損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないことを確約するものとします。
3. お客様は、上記 1.のいずれかに該当し、もしくは上記 2.のいずれかに該当する行為をし、又は確約に関して虚偽の事実が判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりお客様の口座が解約されても異議を申し立てず、またこれによって損害が生じた場合でも当社は一切の責任を持たないことに同意するものとします。

外国 PEPs でないことの確約の同意

株式会社スマートプラス（以下、「当社」といいます。）の口座開設申込みにあたり、お客様は下記 1～3 に定義される「外国 PEPs」に該当しないことを確約するものとします。

当社では、「外国 PEPs」（外国の政府等において重要な公的地位にある者等）に該当するお客様の口座開設は原則として承っておりません。

「外国 PEPs」とは、以下 1～3 の項目のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 現在外国における次の公的地位にある方、又は過去にこれらの地位にあった方
 - ① 国家元首
 - ② 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
 - ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、又は航空幕僚副長に相当する職
 - ⑦ 中央銀行の役員
 - ⑧ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記 1. に該当する方の家族（配偶者（事実婚を含みます。以下同じ）、父母、子、兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子）
3. 上記 1. または 2. に該当する方が実質的支配者である法人

※ 上記 1. に該当する方の祖父母や孫は「外国 PEPs」に該当しません。

※ 上記 1. に該当する方の配偶者が日本人の場合であっても「外国 PEPs」に該当することがあります。

証券総合口座開設申込等に関する確認書

1. お客様は、株式会社スマートプラス（以下、「当社」といいます。）の個人情報利用目的に基づき、約款集・同意規約集・契約締結前交付書面集に同意し、当社が行う金融商品取引を行うため、米国 ETF ラップにおける証券総合口座の開設を申し込むとともに、本申込が以下の申込等書面を兼ねることに同意いただくものとします。

証券総合口座開設申込書

- 兼 保護預り口座設定申込書
- 兼 株式等振替決済口座設定申込書
- 兼 株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る申請書
- 兼 株式等の譲渡の対価の受領者の告知書
- 兼 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配の告知に係る申請書
- 兼 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配の告知書
- 兼 配当等とみなす金額の交付の告知に係る申請書
- 兼 配当等とみなす金額の交付の告知書
- 兼 償還金等の交付の告知に係る申請書
- 兼 償還金等の交付の告知書
- 兼 特定口座開設届出書
- 兼 特定口座開設時の告知書
- 兼 特定口座源泉徴収選択届出書
- 兼 特定管理口座開設届出書
- 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
- 兼 振込先指定方式申込書
- 兼 電子交付等に関する申込書
- 兼 特定取引を行う者の届出書
- 兼 外国証券取引口座設定申込書

2. お客様は、当社に預託する株券等を株式会社証券保管振替機構に預託し、発行会社に報告する名義等は、全ての銘柄について当社届出氏名及び住所等とすることに同意いただくものとします。

3. お客様は、以下の法令に基づいて、証券総合口座等の開設を申し込みます。

- 1) 株式等の譲渡の対価の受領について、所得税法施行令第 342 条および第 343 条
- 2) 株式等の配当等の受領の告知について、所得税法施行令第 336 条および第 337 条

- 3) 配当等とみなす金額の交付について、所得税法第 25 条、第 224 条の 3、所得税法施行令第 345 条
- 4) 特定口座および特定管理口座の開設について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 2,3,4
- 5) 源泉徴収選択口座内における配当等の受入れについて、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6
- 6) 特定取引を行う者の届出に係る居住地国の届出について、租税条約実施特例法第 10 条の 5

書面等の電子交付取扱方針

<方針の趣旨>

この方針は、株式会社スマートプラス（以下「当社」といいます。）からお客様へ交付すべき書面を、実際の書面による交付に代えて、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織及び情報通信の技術によってお客様に交付する取扱いについて定めるものです。

<電子交付の定義>

電子交付とは、電子情報処理組織を用いた書面の記載すべき事項のお客様への提供のうち、お客様による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。お客様が、電子交付及び本方針を承諾された場合、お客様は、当社の証券総合口座開設画面の他、当社ウェブサイト、当社取引アプリで書面の記載事項を閲覧することができます。

ただし、災害時その他やむを得ない事情があるときは、電子メール、実際の書面等によって書面交付を行う場合があります。

<電子交付する書面>

当社が、電子交付する書面は以下に掲げるものとします。

- (1) 約款・同意規約類
- (2) 契約締結前交付書面
- (3) 契約締結時交付書面
- (4) 取引残高報告書
- (5) 特定口座年間取引報告書
- (6) 運用報告書その他当社が定めるもの

<電子交付の承諾>

お客様は、証券総合口座開設時又は申込時に本方針の内容をご理解いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。なお、電子交付の承諾は、前項の書面について一括して行なっていただきます。

<電子交付の方法>

電子交付による書面は、PDF またはその他の形式により提供いたします。PDF 形式による書面の記載事項をご覧いただくため、お客様には、あらかじめ PDF が閲覧可能な環境を整備いただきます。

<電子交付の内容等の変更>

当社は、電子交付の内容その他本方針の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用

に支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ウェブサイトならびに当社取引アプリ上のマイページに掲載し、又は同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。

<免責事項>

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害については、免責されるものとします。

- ①通信機器、通信回線、端末等の障害、瑕疵又はこれらを通じた取引システム等の障害、瑕疵等により電子交付を利用できなくなったことにより生じた損害
- ②災害等により電子交付の提供が遅延し、又は不能になったことにより生じた損害